

# 神鋼不動産企業倫理綱領

## 『企業倫理規範』

2005年10月制定

この企業倫理規範は、当社が目指す、企業としてのあるべき姿を明らかにするとともに、当社が企業活動を行っていくうえで、役員・社員も含めて会社全体で遵守すべき規範を定めるものである。

特に経営トップは、この規範の実践を自らの重要な役割として、率先垂範し、関係先をはじめ社内組織への周知徹底と定着化に最大限注力する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を整備するとともに、企業倫理の徹底を図る。さらに、企業倫理綱領に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努める。また、人の健康または安全が危険にさらされる場合には、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行する。そして、経営トップは、権限と責任を明確にしたうえで、自らを含めて厳正な処分を行う。

1. 当社は、総合生活関連企業として、人々の生活環境の向上をはかり、人々のよりよい生活の実現を通じて社会に貢献する。
  - 当社は、私生活、公的生活を問わず人々の生活環境を支える事業を行っており、人々のよりよい生活の実現こそが当社の社会における存立の基盤である。
  - 当社はこのような人々のよりよい生活の実現を通じて社会へ貢献し、企業としての更なる発展を目指す。
2. 法令その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行う。
  - 当社は、法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行う。また、当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらない。
3. 安全で優れたサービス・商品の提供を通じて社会に貢献する。
  - 当社は、市場のニーズに適合した 安全性、品質をそなえたサービス・商品を提供する。
4. 個人情報・顧客情報の保護に十分配慮し、個人・社会との調和をはかる。
  - 当社は、個人情報が社会において有する価値を尊重し、その適切な管理を行

う。個人情報の取扱いに際しては、関係法令を遵守するとともに、その趣旨を尊重し、プライバシー保護に対して最大限の注意を払う。

5. 社員の人格・個性を尊重し、ゆとりのある豊かな職場環境を実現する。
  - 当社は、社員一人一人の主体性と創造力を大切にし、それが企業活動に活かされる企業風土を醸成する。
  - 当社は、職場の安全と社員の健康を守るとともに、人権を尊重し、差別のない健全な職場環境を確保する。
  - 当社は、社員の個人情報を適切に管理し、その取扱いに際しては、関係法令等を尊重し、社員のプライバシー保護についても慎重かつ細心の注意を払う。
  
6. ステークホルダーズ（利害関係人）の立場を尊重する。
  - 当社は、顧客、取引先、社員、株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努める。
  
7. 地域社会に貢献する良き「企業市民」たることを目指す。
  - 当社は、地域社会との密接な連携と協調を図り、地域社会発展の一翼を担う。
  
8. 自然環境の保全と豊かで住みやすい社会作りに貢献する。
  - 当社は、事業活動を行うにあたって、自然環境からさまざまな恩恵を受けており、自然環境をより良き状態に保全していくことが自らの責務であることを自覚する。

(注) この企業倫理規範に基づく具体的な行動基準は、別途制定した「企業行動基準」ならびに個別的に策定する規程類や各種マニュアル類に従う。

(注) この企業倫理規範の制定、廃止および変更は、当社取締役会の決議によるものとする。

## 『企業行動基準』

2005年10月制定

2008年 3月改正

『企業行動基準』では当社およびその役員・社員が、企業倫理規範を日々の業務活動の中で実践できるよう、とりわけ重要な行動の基準となるべき内容について定めています。

### 第1 事業活動について

#### 1. 信頼性と安定性のあるサービス・商品・技術の提供と安全性に関すること

社会の要望にこたえる信頼性と安定性のあるサービスや商品を提供することが、当社の経済的な存立の基盤となります。この基盤を強固なものとするため、提案力や技術力の向上に努め、新たな価値を創造していきます。

また、信頼性と安定性のあるサービス・商品であるためには、それ自体が安全であることが当然の前提となります。当社は、この前提を満足させるため、最大限努力します。

##### (1) 顧客ニーズの的確な把握

当社の事業は、顧客に直接サービス・商品を提供するなど、顧客と接する機会が多くあるものです。そこで、社員一人一人が常に市場の声に耳を傾け、顧客のニーズに敏感に反応するという心構えを持つことが必須です。顧客の意識、環境やライフスタイルの変化等も含めた幅広い視野に立ち、社員全員で顧客ニーズの的確・迅速な取り込みに積極的に行動しましょう。

##### (2) 適正な契約と関係法令の遵守

当社の事業においては、一般消費者と契約を直接結ぶなど、契約がとりわけ重要な位置を占めています。すべての契約は適法に行うことはもちろん、交渉段階から、顧客のリスクとなる情報や不利益になる情報もできる限り明らかにするなど、誠実公平に行動しましょう。

##### (3) 安全性に関する法令・ガイドラインの遵守

サービス・商品の安全性は、顧客、利用者の生命健康に直接影響を与えます。企画、提案からサービス・商品の提供に至るあらゆる段階において、安全性の確保に最大限に配慮しましょう。法令や公的なガイドラインの遵守はもちろん、それが設けられていない場合や社会的に見て不十分と見られる場合には、各部門で実態に即して自主基

準を策定し遵守しなければなりません。

#### (4) アフターサービス、ユーザーサポート体制の充実とマニュアル化

次の注文に結びつけるためにも、また、新たな商品開発に役立てるためにも、顧客満足を実現することが不可欠です。また、提供したサービス・商品のアフターケアが重要であることは言うまでもありません。このため、各部門においては、

- サービスマニュアルの充実
- サービスネットワークの充実
- ユーザーサポート体制の充実

に取り組みましょう。また、顧客からの問い合わせには、クレームを含め誠実かつ真摯に対応しましょう。

#### (5) 個人情報・顧客情報の適正な保護

個人情報、顧客情報は、事業を行ううえで最大の財産です。同時に、近年の個人情報尊重の流れのなかで、その取扱いを誤れば、当社の信用を失墜し、会社の基盤そのものを揺るがしかねません。事業のあらゆる段階において、個人情報保護法などの関係法令や公的なガイドラインの遵守はもちろん、それが無い場合や不十分と見られる場合にも独自にルールを定め、これを遵守することで、個人情報を適正に管理し取り扱わなければなりません。

## 2. 取引先・関係先との健全で良好な関係に関すること

当社は、内外の商取引において不当な利益を与えたり、得たりすることを厳に戒めていきます。役員、社員は、世間から誤解や不名誉な評価を受けることがないように、正しい判断と節度ある行動をとりましょう。

### (1) 取引先との関係

取引先に対する接待や贈答については、社会的常識の範囲内で行わなければなりません。また、個人的・恣意的なリベート（値引き等）やコミッション等の便宜供与は絶対に行ってはなりません。他方、取引先からの接待や贈答は、社会的常識の範囲内としなければなりません。社会的常識を超えるものは、時機を失せず辞退、返却をしなければなりません。

## (2) 関係会社・協力会社との関係

関係会社や協力会社との取引においては、第三者との公正で透明な競争をふまえた取引条件と比較して、不当に異なるようなことのないようにしましょう。また、接待や贈答についても、社会的常識の範囲内としなければなりません。

## (3) 官公庁・地方自治体等公共団体との関係

官公庁・地方自治体等の職員との関係では、国家公務員倫理法（1999年8月13日公布、法律第129号）、国家公務員倫理規程（2000年3月28日、政令第101号）を尊重しなければなりません。

## 3. 公正で自由な競争の維持促進に関すること

独占禁止法は、公正かつ自由な競争の維持、促進を通じて消費者利益を保護し、国民経済の健全な発展を確保することを目的としています。特に、競争事業者間で価格や販売数量を拘束しあうカルテル行為（入札談合もそのひとつ）は、会社の名誉を傷つけるばかりでなく、行政制裁である課徴金の賦課はもとより、刑事罰や住民訴訟等の民事損害賠償の対象にもなり、違反企業がこうむる損失は計り知れません。

当社は、その事業活動にあたり独占禁止法を守っていきます。また、購買部門においても優越的地位を利用して取引先に不公正な取引を要請する行為等は下請法で禁止されており、これも同様に遵守していかなければなりません。

## 4. 知的財産権の保護に関すること

知的財産権とは、人の知的活動によって生まれた創作物や営業上の信用に関する権利のことです。法律によって、明確に権利として定められている特許、実用新案、意匠、商標等の工業所有権、芸術作品やコンピューターソフト等の著作権の他、法律では具体的に明確な規定はありませんが、各社が秘密として管理しているノウハウ、技術・営業情報等の企業秘密がこれに含まれます。

知的財産権は、今日の経済社会においては、価値を生み出す源泉であり、世界的にこれを幅広く保護しようという動きが強まっています。社員は、当社の知的財産権の創造と保護に全力を尽くさなければなりません。また、他者の知的財産権を不当に侵害しないよう十分な注意を払う必要があります。

### (1) 当社に属する企業秘密の取り扱い

企業秘密にはそのものに財産的価値のあるものとそうでないものがありますが、企業秘密が外部に漏洩されることで、当社の利益や信用等が損なわれることがあります。その形態は文書に限らず、電子媒体や物品自体、その他口頭によって伝達されるものを指しています。当社の業務を行うにあたっては、企業秘密のうち、どの情報を秘密として管理すべきかをきっちりと区分し、第三者にも分かるような形でその機密レベルを表示するなどして、適正にこれを管理しなければなりません。

## (2) 他者の知的財産権の取り扱い

当社は、他者の知的財産権について、自社のものと同様に尊重します。また、不正に入手された他者の企業秘密に触れると、知的財産関連法規に抵触することは当然ですが、加えて不正競争防止法違反や民事上の不法行為とされる可能性もありますので十分な注意が必要です。

## 第2 会社と社員の関係について

### 1. 社員の人格・個性の尊重に関すること

当社は、社員一人一人の人格や個性を尊重しつつ、豊かさと達成感が実感できるような人事制度や労働条件の維持向上に努めます。また、成果・業績主義に基づく客観的で公正な人事評価を行うとともに、専門性と創造性に富む個性豊かな人材を育成します。

### 2. プライバシーの尊重に関すること

当社は、社員一人一人のプライバシーを尊重し、個人の情報を扱うにあたっては慎重かつ細心の注意を払い、関係法令を遵守するとともにその適正な管理に努めます。

### 3. 人権の尊重とあらゆる差別的取り扱いの禁止に関すること

当社は、人種、信条、肌の色、性別、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、出身地等の理由で嫌がらせや差別を受けない健全な職場環境を確保します。特に、今日的に社会問題化している性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント）については会社として容認しません。問題発生時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた断固たる処置をとっていきます。

#### 4. 安全で健康的な職場環境の確保に関すること

当社は、すべての事業活動をはじめ機械、部品、資材等の使用、廃棄に至る全てのプロセスにおいて人の安全、健康の確保を最優先します。そのため関連する各種の法令の遵守をはじめとして社内の規程、ルール、標準等を遵守します。

##### (1) 労働災害の撲滅

人の安全と健康は何物にも換えることのできない価値です。労働災害の撲滅には、関係法令はもとより、「安全衛生管理規程」、「安全衛生委員会規程」等のルールを遵守することが大前提です。また、日々の業務遂行において、危険性と有害性を未然に察知していく感性を磨いていくことと、それらの排除措置が組織的に必要となります。

##### (2) 環境保全と防災

環境関連法令の遵守は、地域社会に根付く企業の責務です。本社、支社支店や各営業所周辺だけでなく、各事業地においても環境保全のための措置を講じるよう努力します。また災害の予防や、災害発生時の被害拡大の阻止のため、防災関連法令の遵守はもとより、定められたルールを各自が守っていくことが重要です。

### 第3 会社と社会の関係について

#### 1. 法令の遵守に関すること

当社は、法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行います。とりわけ刑罰が適用される重大な違反行為は、会社存亡の危機に直結しかねないことを、社員の一人一人がしっかりと認識し、そのような行為は絶対に行ってはけません。特に、次のような法令の遵守が企業に強く求められていることを厳粛に受け止め、遵守のための真摯な取り組みが求められます。

##### (1) 宅地建物取引業法、建築基準法等

不動産関連事業を営む会社として、宅地建物取引業法、建築基準法、ビル管理法、マンション管理法、保険業法など、関連法規を遵守しなければなりません。

##### (2) 証券取引法

神戸製鋼グループの一員として、証券取引法を遵守しなければなりません。投資家の投資判断に影響を及ぼすような重大な会社情報が公表される前に、その情報を知って株式を売買するような行為は決して行ってはなりません。

(3) 政治資金規正法および公職選挙法

政治資金規正法および公職選挙法を遵守し、企業としての政治活動に関する公明性と公正さを確保していきます。

(4) 贈収賄等をめぐる禁止法令

国内外の公務員の職務遂行に関して、不正な利益の供与等は決して行ってはなりません。

## 2. 反社会的勢力との絶縁に関すること

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。特に、経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。

暴力団等が、製品クレーム等種々のきっかけを作って関わってきたり、脅しをかけて不法な金銭的利益を得ようとする行為を民事介入暴力といいます。当社は民事介入暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を原則として、社員一人一人を孤立させず組織的に対応していきます。また、最大限、警察や法律家等の支援を得ていきます。

## 3. 情報の開示に関すること

当社は、企業秘密や契約上守秘義務を負っている情報を除き、社会が真に必要としている情報を適時に適切な方法で開示します。これによって、当社は常に社会とのコミュニケーションを行い、企業活動を社会の常識から決して逸脱させず、公正で透明性のあるものに保ちます。顧客、取引先、社員、株主、投資家、地域社会等がそれぞれの立場で当社に関わるものとして必要とする情報全般につき、その正確性を十分確認したうえで、主体的に発信していきます。社員は、日ごろのコミュニケーションを通じて、それぞれの立場の人がどのような情報を必要としているのかを的確に把握し、営業、顧客サービス、購買、総務等の各担当部署を通じて、誠意を持って対応しましょう。また、情報開示の要請等に対しては、次の考え方で対処しましょう。

● 正当な理由のない限り断らない

- 事実に反することは決して言わない
- 言えないことは、はっきり言えないと言う
- 相手によって対応を変えたり、開示する内容を使い分けたりしない

#### 4. 財務報告の適正性の確保

当社は、信頼性の高い財務報告が、あらゆるステークホルダーズからの信頼を得るために必須なものであることを認識し、その信頼性確保のための体制とシステムを整備します。また、関係法令ならびに適用される会計基準および社内規則に従い、財務・税務・会計に関する記録および報告を適正に行います。

#### 5. 自然環境の保全に関すること

当社の事業活動は、良好な自然環境を基礎とし、その上に成り立っています。そこで当社は、自然環境の保護が自らの義務であり、重要な経営課題の一つであると位置付けています。従って、環境関連の法令を遵守するのはもちろんのこと、事業活動や提供するサービス・商品が地球全体の環境にできる限り負荷を与えないよう最大限の努力をします。そのため、省エネや廃棄物の削減、リサイクルを徹底して行うとともに、自然環境と調和したサービス・商品の開発に努めます。今後も以下のような事項を中心に自然環境の保全に努力していきます。

- 社員教育の徹底
- 事業所やオフィスでの省エネ、廃棄物の削減およびリサイクルの徹底

#### 6. 地域貢献に関すること

当社は、地域社会との密接な連携と協調を図り、良好な関係を維持します。開発事業にあたっては、周辺住民の生活に配慮し、関係法令の遵守だけでなく、密接なコミュニケーションに努めます。

また、当社は、1995年の阪神・淡路大震災の被災企業として、社会から受けた様々な支援を決して忘れてはなりません。今後不幸にして発生するかもしれない災害等に対しては、地域社会との密接な連携を図り、救援・防災活動を積極的に行います。

## 7. 企業倫理の徹底に関すること

企業として、倫理の徹底を推し進めていくには、役員ならびに従業員一人一人が常に企業倫理を意識して行動できるような環境づくりに向けた不断の努力が必要です。そのために当社として、以下のような制度・組織を設けます。

### (1) 全社的な取り組み体制の整備

- 全社的なコンプライアンス活動を推進する コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は独立した取締役会の諮問機関であり、コンプライアンスに関する方針、監査、コンプライアンス違反事例についての対応策・再発防止策を審議・策定したうえ、これらを取締役に上程し、さらに、重大な法令違反について、違法行為是正のため取締役会に対して勧告する権限を有する。
- コンプライアンスに関連する体制の整備、教育の実施など全社コンプライアンス活動の取り纏めのためコンプライアンス委員会の事務局を総務部に設置する。

### (2) 内部通報制度の整備

- コンプライアンス違反についての内部通報制度として、社外の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を設置する。

## 8. 経営トップによる取り組みに関すること

経営トップは、企業倫理綱領に反するような事態が発生したときには、被害の拡大防止と社会的信頼を維持するため、強いリーダーシップを発揮しなければなりません。具体的には、経営トップ自ら指揮をして、速やかに事実調査、原因究明、再発防止策の策定などを行い、企業としての責任ある適切な対応を打ち出します。また、人の健康または安全が危険にさらされる場合には、社会に対して明確な説明を迅速かつ的確に行います。さらに、責任の所在を速やかに明らかにし、社会的に十分理解される形で厳正な処分を行うこととします。事案によっては、経営トップとしての責任を十分認識したうえで、自らに対し厳しい処分を課すこととします。

(注) この『企業行動基準』の制定、廃止および変更は取締役会の決議による。

## 『実施要領』

2005年10月制定

2006年4月改正

2006年6月改正

2008年3月改正

### 1. 社内外への周知徹底と定着化について

- (1) 「企業倫理綱領」を記載した書面を作成し、役員、社員に配布するとともに、当社の電子掲示板にも掲示し周知徹底を図ります。また、当社のホームページにも掲載し、社内外に広く公表します。
- (2) コンプライアンス・カードを作成し、役員、社員は署名の上常時携帯するものとします。また、一定期間ごとにカードを更新して、内容の再確認の機会を持てるようにします。
- (3) 適宜、社員に対し関係法令の研修をおこなうなど、コンプライアンス教育をおこなっていきます。

### 2. 『企業倫理綱領』の実施体制について

『企業倫理綱領』の実施は、必要の都度、職場の上司に相談したり、改善に向けて上司とじっくり話し合いを重ねたりしていくことが基本となります。上司は、こうした相談を積極的に汲み上げ、問題の本質を明確にし、迅速に改善していくことが求められています。また、各職場だけでは解決が困難な問題や、上司に相談することが必ずしも適切でない場合に備えて、綱領の実施に関する相談窓口を設け、直接社員からの相談を受けられる体制も整備します。抜本的な解決策が必要となる場合には、コンプライアンス委員会でも積極的に取り上げます。

- (1) 各部にコンプライアンス責任者（ライン部長）およびコンプライアンス管理者（部長が指名する管理職）を設置し、職場における綱領の実施の徹底を図ります。綱領の実施上何らかの問題点が発生した場合は、コンプライアンス責任者は、総務部長と相談のうえ、改善是正を行います。

(2) 法令・倫理等のコンプライアンス違反によるリスクの顕在化・拡大を未然に防止し、また、早期に問題を把握し、対策を講じるための仕組みの一つとしての「内部通報システム」を設置します。この制度は、社内において法令に違反するような不正行為を発見した場合や、不正行為があると信じるにつき合理的な理由がある場合などのコンプライアンス事案を、社外の弁護士を受付窓口として連絡できるようにする制度です。

この「内部通報システム」は、以下のように運用することとします。

- ① 通報は、匿名であると否とを問わず受け付ける。
- ② 通報を受けた弁護士は、通報者の保護を第一に考えて対処する。
- ③ 通報を受けた弁護士は、通報の事実を神戸製鋼所法務部を通じて当社のコンプライアンス担当取締役と連絡し、一次対応を協議するが、この場合、通報者保護のため弁護士が通報事実を一般化、抽象化して会社に報告することも認める。
- ④ 通報を受けた弁護士または当社のコンプライアンス担当取締役がコンプライアンス委員会に上程すべきであると判断したときは、コンプライアンス委員会に上程し、処理方法・対応策・再発防止策を審議・決定する。
- ⑤ 「コンプライアンス委員会」に上程する必要がないと判断されたときは、当社のコンプライアンス担当取締役が通報を受けた弁護士と協議のうえ、総務部ならびに関連部署を指揮して処理方法・対応策・再発防止策を決定する。
- ⑥ 「内部通報システム」を利用したにもかかわらず、一定期間を経ても会社が適切な対応を行わない場合は、報道機関や警察に告発しても不利益な取り扱いを受けない。
- ⑦ 通報者の保護を図るため、職場内で内部通報者の詮索や不利益待遇をしない義務付けをし、これに違反した場合は懲戒処分となるよう適切な措置を行う。
- ⑧ 従業員は、内部通報システムを活用するにあたり、会社の企業秘密に十分に配慮するものとする。通報する事実が会社の企業秘密に該当するものについては、公益を図ることを目的とした場合といえども、内部通報システムを活用せずに直接第三者機関に通報してはならない。但し、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第3条第2号又は同条第3号に該当する公益情報については、この限りではない。
- ⑨ 独占禁止法（平成16年法律第122号）第2条第6号で定める不当な取引制限に関し、公益通報者保護法第3条第2号に該当する公益通報を公正取引委員会に対して行う場合、同時に内部通報システムによる通報を行うものとする。
- ⑩ 通報の内容が「内部通報システム」の趣旨を逸脱している場合、または、会社が通報に基づき適切な対応を既に実施している案件について同一通報者がくり返し通報する場合は、通報を受け付けない場合がある。

なお、内部通報者の保護を図る外部の組織として、公益通報支援センターがあります。同センターは、弁護士、公認会計士を相談者として、企業、団体、行政機関等の違法行為について、従業員、関係者等から通報および相談を受け付け、通報者の氏名を含む個人情報を保護しながら、問題の性質に応じて、通報者に対して必要な助言をし、その防止と早期是正のための活動を行うことを趣旨とするものです。

実施に当たっては、神戸製鋼所のグループ会社で構成されている、共通の外部弁護士を窓口とする内部通報システムに参加します。したがって、担当弁護士への通報は、まず神戸製鋼所の法務部に伝えられ、そこから当社のコンプライアンス担当取締役伝えられることとなります。

- (3) 上記の「内部通報システム」以外にも、各職場だけでは解決が困難な問題や、上司に相談することが必ずしも適切でないような問題に備えて、役員、社員がコンプライアンス委員会事務局（総務部に設置）内に直接相談することができる窓口を設置します。窓口には担当者を置き、提出された疑問、質問、相談等に対し的確に対応できるようにします。
- (4) コンプライアンス委員会は、重大な法令違反について、違法行為是正のため取締役会に対して勧告する権限を有します。
- (5) 「企業行動基準」において引用されている各社内規程の定めに則って監査を実施します。

### 3. 綱領違反者に対する処置について

当社の就業規則第9章に懲戒の規定が定められており、綱領違反によりもたらされた結果が、就業規則の規定の各号に該当する場合はこの対象となります。また、悪意や重大な過失によって行われた綱領違反行為は、当然のことながら就業規則に則って厳格に処分されるとともに、会社に経済的損害が発生した場合には損害賠償を請求されることがあります。

### 4. 『企業行動基準』に記載されている法令、社内規程等についての相談窓口

『企業行動基準』に記載されている法令、社内規程等についての更に詳しい問い合わせや相談には、総務部が対応します。